

**平成24年度介護雇用プログラム緊急雇用創出事業
(震災等緊急雇用対応事業)**

受託事業者を募集します！

平成24年2月21日

三重県健康福祉部 社会福祉室

三重県では、平成21年度から求人ニーズが高い介護分野での人材育成・確保を図るため、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業を実施しているところですが、今回、東日本大震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図るため、震災等緊急雇用対応事業として実施します。

この事業は、県の委託により実施するもので、賃金・受講料を委託料として県が全額負担しますので、受託事業者は、原則、雇用期間中の費用を負担することなく職員を雇用し、介護業務に従事させることができます。

つきましては、本事業の受託事業者を募集しますので、介護保険、障害福祉サービス事業者等におかれましては、是非ご活用ください。

1 委託事業の内容

介護資格(ホームヘルパー2級)の取得をめざす離職者等を有期雇用契約労働者として新たに雇用し、介護施設で介護業務(補助業務を含む)に従事しながら、介護資格取得のための養成講座等を受講してもらいます。

※雇用条件・求人方法については、「5 事業の委託にあたっての条件等」をご覧ください。

2 事業の委託

県内に事業所を有する介護等の事業を行う介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等であつて、事業を適切に実施できると認められる者に予算の範囲内で委託して実施します。

ただし、対象となる施設は、別紙のとおりとします。

なお、県は、養成講座等の受講料、雇用期間中の賃金、通勤手当、社会保険料に係る事業主負担分等の人件費、その他諸経費を委託料として負担します。

3 事業計画の募集

事業の受託を希望する場合は、**平成24年2月21日(火)から3月8日(木)までに**、事業計画書等必要書類1部を三重県健康福祉部社会福祉室に提出してください。

(郵送可。3月8日(木)17時15分必着。)

なお、提出書類の様式等、事業の詳細については、社会福祉室ホームページに掲載しますので、よくご覧のうえ必要書類を作成し、提出してください。

三重県社会福祉室のホームページはこちらから↓

<http://www.pref.mie.lg.jp/FUKUSHI/HP/koyoup/index.htm>

4 受託事業者の決定方法

別に定める「三重県介護雇用プログラム緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)選定要領」に基づき、選定委員会において事業を適切に実施できると認める者を予算の範囲内(概ね雇用人数35人程度)で選定します。

なお、選定委員会において評価した結果、評価点が同数値の場合は、事業計画総額が小さいものを上位として順位をつけることとします。

また、平成24年度介護雇用プログラム緊急雇用創出事業で選定された事業者及び過去5年間に関係法令による行政処分等(取消、業務停止、改善勧告)を受けている場合は、受託事業者として選定しませんのでご留意ください。

5 事業の委託にあたっての条件等

- 受託内定事業者を対象とした契約前説明会の開催を3月19日(月)に予定しています。
- 離職者等を有期雇用契約労働者(以下「労働者」という。)として新たに雇用してください。
ただし、東日本大震災等の影響による失業者に限ります。具体的には以下のいずれかの者です。
 - ① 平成23年3月1日以降に離職した失業者
 - ② 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者
 - ③ 当該地域に居住していた求職者
- なお、短時間労働のため、社会保険に加入する義務のない者は対象外とします。
- 1法人当たりの雇用人数は、3名までとします。
- 労働者の雇用期間は、平成24年4月1日から、平成25年3月31日までとします。
- 労働者の募集においては、原則、ハローワーク及び三重県社会福祉協議会福祉人材センターへの登録を行ってください。
- 労働者に介護資格(ホームヘルパー2級)取得のための養成講座等を受講させるとともに、養成講座等受講中も賃金を支給してください。
- 週40時間(養成講座等の受講時間及び養成機関と介護施設との間の通常の移動に要する時間もこれに含む)の範囲内及び養成講座等の受講に支障のない範囲内において、介護施設での介護業務(補助業務を含む)に従事させてください。
- 委託料として県が負担する人件費の上限は、労働者一人あたり日額7,550円(時給換算943円:週40時間就労)+通勤手当日額1,010円+社会保険料事業主負担分とします。
また、本事業の実施に必要な経費(ユニフォームや作業靴等、当該労働者が介護サービスを行うに必要となる消耗品の購入に限る。)を県が負担します。ただし、労働者1人あたり20,000円を上限とします。
- 社会保険、雇用保険については、法令を遵守して適切に加入してください。
- 労働基準法、介護保険法等の関係法令を遵守してください。

6 スケジュール予定

時期	内容	
平成23年度	2月21日～3月8日	受託事業者の公募、事業計画書等の提出
	3月中旬	受託事業者の選定
	3月19日	受託内定者への説明会、求人募集開始
平成24年度	4月1日	委託契約の締結
	4月1日以降	雇用開始 雇用状況報告・養成講座受講状況報告の提出
	6月、11月	委託料の概算払い
	3月	実績報告書の提出
平成25年度	4月～5月	委託料の精算払い

問い合わせ先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 三重県健康福祉部社会福祉室 福祉・援護グループ
 担当 奥川、川嶋
 電話；059-224-2256 fax；059-224-3085

対 象 施 設

施設の種類
介護保険施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 指定居宅サービス・指定地域密着型サービス・指定居宅介護支援事業者 (介護予防を含む) (介護予防) 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
障害者自立支援法による障害者支援施設 障害者支援施設 障害者自立支援法による障害福祉サービス等事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 障害児入所支援 障害児通所支援事業所 短期入所事業所 就労継続支援 (A型) 事業所 重度障害者等包括支援事業所 共同生活介護事業所 自立訓練 (機能訓練) 事業所 自立訓練 (生活訓練) 事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援 (B型) 事業所 共同生活援助事業所